

(一社) 北海道電業協会 会長 様

北海道建設部建築局長

令和2年度における「営繕工事における総合評価落札方式の適用」及び「北海道建築局簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の一部事前登録」について

日頃から、道行政の推進につきまして、格別のご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道建設部建築局では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、平成19年度より「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する総合評価落札方式を試行しておりますが、このたび、「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の改正（令和2年2月）を踏まえ、「営繕工事における総合評価落札方式の適用について」を改正しましたので、お知らせします。

また、令和2年度の簡易型総合評価落札方式において、入札ごとに変動しない技術評価項目について、技術評価項目申請の際に添付書類を省略できるよう事前登録を行いますので、併せて、貴下会員の皆様への周知につきまして、よろしく願いいたします。

記

1 添付資料

- ・「営繕工事における総合評価落札方式の適用について」令和2年改正概要
- ・「営繕工事における総合評価落札方式の適用について」令和2年3月
- ・令和2年度北海道建築局簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の一部事前登録について
- ・「事前登録票」様式
- ・「事前登録票」の記載要領

上記資料は、建築局計画管理課ホームページにて公開しています。

URL : [http //www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/R02sougouhyouka.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/R02sougouhyouka.htm)

建設部建築局計画管理課営繕企画グループ 担当：小澤
住所：札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-231-4111(内線29-869)
FAX：011-232-1092
E-mail：kensetsu.kenkeil@pref.hokkaido.lg.jp

1 円滑な事業執行への貢献に対する評価

- 建築局の発注工事（建築保全課発注工事を除く）において、**重点工事として指定した工事を完成した場合、次年度以降の建築局の総合評価落札方式において、円滑な事業執行への貢献度（地域貢献度）として、加点評価を行う。（3ヶ年度有効）**

※指名停止の措置、総合評価落札方式の不履行、重要な瑕疵による修補（損害賠償）請求があった場合は加点評価しない。

重点工事

※下記に該当する工事で、公告において建築局が重点工事に指定するもの

- 改修工事（当該施設を使用しながら行う内部改修工事で、施工条件に大きな制約を受けるもの（一般庁舎等を除く））
- 僻地工事（離島等における工事）
- その他特に高い技術力を必要とする工事

重点工事完成の次年度以降

建築局が発注する総合評価落札方式適用工事において、**0.25点を加点**（重点工事完成の次年度から3ヶ年度有効）

- ・『地域の守り手確保』の「その他」項目で評価。
- ・全道枠の工事である施工計画審査タイプⅠ型には適用しない。
- ・重点工事による加点を申請して工事を受注した企業は、それ以降の工事では当該加点は申請できない。

2 地域経営環境評価の改正

- 第4四半期に発注する債務負担工事等で、契約上、初年度のでき形が0%に設定されている場合、地域建設業経営環境評価においては、年度内に完成予定の手持ち工事を、「未完工事件数」（分子）に含めず評価値を算定する。

A社手持ち工事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①工事 4月発注9月完成	完成済：分子に含めない。														
②工事 6月発注12月完成			完成済：分子に含めない。												
③工事 8月発注3月完成						未完成：分子に含める → 含めない									
対象工事 第4四半期発注工事	対象工事の初年度でき形が0%設定の場合、③工事を未完工工事とはせず、分子の計算に含めない。											契約工期 でき形0% 100%			

【評価比率の算定方法】

$$\text{評価比率} = \frac{\text{未完工事件数(A)}}{\text{年平均受注係数} \{ (B/5) + 1(\text{補正值}) \}}$$

- A: 申請締切日時点で未完了の手持ち工事件数
- B: 過去5ヶ年度の受注件数

○現行

$$\begin{aligned} \text{分子: 未完工事件数} &= 1 \\ \text{分母: 年平均受注係数} &= 2 \\ \text{評価比率} &= 1/2 = 0.5 \end{aligned}$$

0.50 ≤ 評価比率 < 0.75のため、**地域建設業経営環境評価 1.8点**

○改正後

$$\begin{aligned} \text{分子: 未完工事件数} &= 0 \\ \text{分母: 年平均受注係数} &= 2 \\ \text{評価比率} &= 0/2 = 0 \end{aligned}$$

評価比率 < 0.25のため、**地域建設業経営環境評価 3.0点**

3 その他の主な改正

(1) 「簡易な施工計画」における添付書類の簡素化

- NETIS掲載の新技术については、NETIS番号のみを記載し、カタログ等の資料の提出は不要とする。

(2) 技術評価項目「主任（監理）技術者の継続教育」における特例措置

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、継続教育（CPD）の取得単位に係る評価基準を緩和する。

4 適用日・適用工事

令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。